

令和6年第3回八雲町議会臨時会会議録

令和6年5月13日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例
日程第 4 議案第 2 号 八雲町税条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第 3 号 八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税
免除に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
日程第 7 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
日程第 8 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
日程第 9 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
日程第 10 議案第 8 号 令和6年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）
日程第 11 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 12 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 2番 佐藤 智子 君 | 3番 横田 喜世志 君 |
| 4番 大久保 建一 君 | 5番 関口 正博 君 |
| 6番 宮本 雅晴 君 | 7番 倉地 清子 君 |
| 8番 三澤 公雄 君 | 9番 牧野 仁 君 |
| 10番 安藤 辰行 君 | 11番 斎藤 實 君 |
| 12番 能登谷 正人 君 | 副議長 13番 黒島 竹満 君 |
| 議長 14番 千葉 隆 君 | |

○欠席議員（1名）

- 1番 赤井 睦美 君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	財務課長	川崎芳則君
併選挙管理委員会事務局長			
会計管理者	佐藤尚君	政策推進課長	川口拓也君
兼会計課長			
政策推進課参事	戸田淳君	危機対策課長	田中智貴君
住民生活課長	相木英典君	保健福祉課長	石黒陽子君
農林課長	石坂浩太郎君	商工観光労政課長	井口貴光君
併農業委員会事務局長			
水産課長	吉田一久君		
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	三坂亮司君
		兼学校給食センター長	
		社会教育課長	
		兼図書館長	
学校教育課参事	池田忠寛君	郷土資料館長	佐藤真理子君
		町史編さん室長	
体育課長	伊藤勝君	農業委員会会長	日野昭君
選挙管理委員会委員長	外崎正廣君	監査委員	千田浩文君
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
総合病院医事課長	加藤貴久君	総合病院地域医療連携課長	佐々木裕一君
消防長	堤口信君	八雲消防署長	河井治彦君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】
産業課長 佐々木直樹君

○出席事務局職員

事務局長	野口義人君	併議会議務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地恵梨花君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（千葉 隆君） おはようございます。

本日をもって、第3回臨時会が招集されました。出席ご苦労様です。

ただいまの出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年5月13日招集、八雲町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に議長より諸般の報告をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） 監査委員から2月分と3月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に議長の日程行動関係であります。函館市において3月27日に渡島町村会議長会役員会が開催され出席してまいりました。

また同じく函館市において5月9日に渡島議長会臨時総会が開催され出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、宮本雅晴君と黒島竹満君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（千葉 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野口義人君） ご報告いたします。

本臨時会に対し、町長から提出された案件は、既に配付してあります、議案 8 件及び承認 2 件です。

これら議案等説明のため、町長、教育長、監査委員及びあらかじめ委任または食卓を受けた説明員の出席を求めています。

本日の会議に、赤井睦美議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

◎ 日程第 3 議案第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 3、議案第 1 号、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第 1 号、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書 1 ページをお開き願います。

はじめに医療従事者等処遇改善手当の経過について説明いたします。

本制度はコロナ禍における国の経済対策に基づき、令和 4 年 10 月から収入の 3 %、月額 1 万 2 千円程度引き上げるための措置として、診療報酬において看護職員処遇改善評価料が新設されたことに伴い、その制度を活用し、八雲総合病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に対しては月額 9 千円、それ以外の一部を除く職員に対しては月額 3 千円を支給してきたところであります。

本制度は処遇改善に係る財源を診療報酬によるものとしており、制度要件では診療報酬による収入総額を処遇改善額、すなわち手当支給総額が上回らなければならないこととされております。当院における令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの令和 5 年度実績は診療報酬総額に対し処遇改善額が 204 万 2 千円不足し、不足額を支給しなければ制度要件を満たさなくなることが明らかになったものであります。

このたびの改正は本制度の要件を満たすために、国の指導のもと不足する額を支給する必要があることから、既設条例の一部を改正しようとするものであり、昨年度に引き続き同様の改正内容となっております。

改正条例の内容であります。条例附則第 3 項の改正は医療従事者等処遇改善手当の特例として診療報酬上の算定対象となる助産師、看護師及び准看護師 169 人に対して支給する令和 6 年 5 月分に令和 5 年度不足額相当分、一人当たり 1 万 500 円を加算しようするものであります。

改正条例の附則につきましては本条例の施行期日を公布の日とし、令和 6 年 5 月 1 日から適用するものであります。

以上で、議案第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長(千葉 隆君) 日程第4、議案第2号、八雲町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。

○議長(千葉 隆君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第2号、八雲町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書2ページをお願いいたします。本件は国の令和6年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律等の公布・施行に伴い八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について概要説明書によりご説明申し上げますので、概要説明書の3ページをお願いします。適用期日が令和6年4月1日、令和7年4月1日、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日の3区分となっております。

はじめに令和6年4月1日適用分からご説明申し上げます。

1、条例第51条、町民税の減免に係る規定の改正から、3、条例第139条の3、特別土地保有税の減免に係る規定の改正については、今般の能登半島地震の発生なども踏まえ、災害時における減免を念頭に、減免該当事由が明らかで、減免が必要と認められるときには、職権による減免を可能とする規定を追加することに伴う条文の整備であります。

概要説明書の1、条例第51条は議案書2ページ、2、条例第71条は議案書4ページ、3、条例第139条の3については議案書4ページから5ページに記載のとおりであります。

概要説明書の4、条例附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設から、7条例附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設については、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年度分の個人住民税1万円を減税する定額減税に係る個人町民税の特別税額控除に係る条文の追加であります。

概要説明書の4、条例附則第7条の5は、議案書5ページから6ページ、5、条例附則第7条の6は、議案書6ページから9ページ、6、条例附則第7条の7は、議案書9ページから15ページ、7、条例附則第7条の8については、議案書15ページに記載のとおりであります。

概要説明書の8、条例附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、議案書15ページから16ページで、定額減税に係る特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、肉用牛生産農家の経営体質の強化と国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から措置される肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例を適用後のものとするよう読替え規定を追加するものです。9、条例附則第10条の2、法律の範囲内で固定資産税の課税標準額の軽減を定めることができる地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例の規定の改正は議案書16ページから17ページで、適用条項の項ずれに係る条文の整備であります。

続いて概要説明書3ページから4ページをお願いいたします。10、条例附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、議案書17ページから19ページで適用条項の項ずれに伴う条文の整備であります。

概要説明書4ページに移ります。11、条例附則第11条、地方税法の改正により特例措置の適用期限延長に伴う見出しの改正から、15、条例附則第15条、特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正については、地方税法の改正により特例適用期限を3年間延長する条文の整備であります。

概要説明書の11、条例附則第11条は、議案書19ページ、12、条例附則第11条の2は、議案書19ページから20ページ、13、条例附則第12条は、議案書20ページから22ページ、14、条例附則第13条は議案書22ページ、15、条例附則第15条については議案書23ページに記載のとおりであります。16、条例附則第16条の3第3項、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正から、概要説明書5ページに移りまして、23、条例附則第20条の3第2項、第5項、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正については、定額減税に係る特別税額控除の対象となる所得割の額について、各種所得に係る個人町民税の所得割の額を含める読替規定を追加することによる条文の整備であります。

概要説明書の16、条例附則第16条の3第3項は議案書23ページから24ページ、17、条例附則第16条の4第3項は議案書24ページ、18、条例附則第17条第3項は同じく議案書24ページ、19、条例附則第18条第5項は議案書25ページ、20、条例附則第19条第2項は同じく議案書25ページ、21、条例附則第20条第2項は同じく議案書25ページ、22、条例附則第20条の2第2項、第5項は議案書26ページ、23、条例附則第20条の3第2項、第5項については議案書26ページから27ページに記載のとおりであります。

次に令和7年4月1日適用分であります。

1、条例第56条固定資産税の非課税の範囲に係る規定の改正は議案書3ページから4

ページで、適用条項の項ずれに係る条文の整備であります。

続いて公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日適用分であります。

1、条例第34条の7第1項、寄附金税額控除に係る規定の改正は議案書2ページで、公益信託の見直しによる所得税法の改正に伴う条文の整備であります。

2、条例附則第4条の2公益信託法等の改正に伴う公益法人等に係る町民税の課税の特例に係る規定の削除は議案書5ページで、公益信託法等の改正に伴う条文の整備であります。以上が八雲町税条例の一部を改正する条例の概要であります。

議案書の2ページから27ページの改正条例の各規定につきましては、ただいまご説明申し上げました概要説明の内容のほかは、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第2号八雲町税条例の一部を改正する条例の提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○11番（斎藤 實君） 議長、斎藤。

○議長（千葉 隆君） 斎藤君。

○11番（斎藤 實君） 一点だけお願いしたいんですけれども、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免でございますけれども、これは職権によるということで、先ほど説明がありましたので、それは理解はいたします。

そこで、実施にあたって何か基準的なものは作るんでしょうか。その点だけ説明願いたいと思います。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 大規模災害の場合の職権の可能●●ですが、現法律の中で減免の部分も行っておりますが、これを速やかに今回できるように職権でできるという部分でありますので、その辺についてはですね、おおまかにですね、職権する内容が変わるとか、そういった部分ではございませんので、その辺は適宜行っていきたくと思いますし、今後、その職権のできる、国から示される部分を踏まえて進めていきたいと考えております。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長(千葉 隆君) 日程第5、議案3号、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。

○議長(千葉 隆君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第3号、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書28ページをお願いいたします。

本条例は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図ることを目的とした、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき策定した、八雲町過疎地域持続的発展計画において、産業振興促進区域として指定した区域内における対象業種及び一定の要件を満たす資産を取得した事業者に対し、固定資産税の課税免除に関する事項を規定しているものであります。

このたび、本条例に基づく固定資産税の課税免除を行った場合の減収分の一部を地方交付税で補填する措置を規定する過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、当該措置の適用期限が令和6年3月31日から令和9年3月31日に延長されたことに伴い、本条例においても同様の改正をしようとするものであります。

改正しようとする条項は、第2条であり、対象となる資産の取得期限を省令と同様の令和6年3月31日から令和9年3月31日に延長するよう改めるもので、議案書29ページをお願いします。

附則として、本条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用しようとするものであります。

以上で、議案第3号、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の提案説明といたします。よろしくご説明いたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、議案第4号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第4号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。概要説明書1ページをご覧ください。

本件は、バイオマス利活用施設改修工事について、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。それでは、議案書30ページをご覧ください。

工事請負契約を締結する内容になりますが、1工事の種類は、バイオマス利活用施設改修工事で、工事内容としては鉛川にあるバイオマス利活用施設の屋根の折板葺き替え、防鳥ネットの張替え、ハンガードアの取り替えなどの改修を実施する工事となっております。2契約の方法は、地域限定型一般競争入札により5月2日に執行したもので、3契約の金額は8,907万8千円で、4契約の相手方は八雲製材・北海建業特定建設工事共同企業体、代表者、二海郡八雲町相生町95番地 株式会社八雲製材所 代表取締役社長 阿部悟氏であります。5工事代金の支払方法は契約の定めるところによるもので、6契約の締結の時期は令和6年5月中で、本定例会において議決をいただいたのちといたし、工期につきましては契約日より令和6年11月20日までであります。

以上で議案第4号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長(千葉 隆君) 日程第7、議案第5号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(藤田好彦君) 議長、建設課長。

○議長(千葉 隆君) 建設課長。

○建設課長(藤田好彦君) 議案第5号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。概要説明書1ページをご覧ください。

本件は旧国立病院建物解体工事第1工区について、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは議案書31ページをご覧ください。

工事請負契約を締結する内容になりますが、1工事の種類は旧国立病院建物解体工事第1工区で、工事内容としては旧国立病院敷地内にある建物の解体を実施する工事となっております。敷地内にある建物を5つの工区に分けて実施するものであります。2契約の方法は地域限定型一般競争入札により5月2日に執行したもので、3契約の金額は3億2,096万9千円で、4契約の相手方は黒島・八雲製材・河井 特定建設工事 共同企業体 代表者 二海郡八雲町山越 115 番地の4 株式会社黒島建設 代表取締役 長嶺和則氏であります。5工事代金の支払方法は、契約の定めるところによるもので、6契約の締結の時期は、令和6年5月中で、本定例会において議決をいただいたのちといたし、工期につきましては契約日より令和7年2月28日までであります。

以上で、議案第5号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく願いします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 6 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 8、議案第 6 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第 6 号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。概要説明書 1 ページをご覧ください。

本件は旧国立病院建物解体工事第 2 工区について、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。議案書 32 ページをご覧ください。

工事請負契約を締結する内容になりますが、1 工事の種類は旧国立病院建物解体工事第 2 工区で、工事内容は議案第 5 号と同様、旧国立病院敷地内にある建物の解体を実施する工事となっております。2 契約の方法は地域限定型一般競争入札により 5 月 2 日に執行したもので、3 契約の金額は 1 億 1,770 万円で、4 契約の相手方は東陽・北海 特定建設工事共同企業体 代表者二海郡八雲町栄町 13 番地の 2 東陽建設株式会社 代表取締役社長 三上忠彦氏であります。5 工事代金の支払方法は契約の定めるところによるもので、6 契約の締結の時期は令和 6 年 5 月中で、本定例会において議決をいただいたのちといたし、工期につきましては契約日より令和 7 年 2 月 28 日までであります。

以上で、議案第 6 号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく願います。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8 番（三澤公雄君） 前のことにも関係はあったんですけども、改めてこの二つ説明を聞いて、そのあとにももう一つ同じ解体工事があるのでお聞きします。

大型のトラックで解体したものを運び出すと思うんですけども、新幹線の残土なんかで見られるように、大型車両が交差しないようにトラックの進行を一筆書きでできるような、一方通行するような導線を確保してやっているんですよ、新幹線の場合は。この場合も三つの工区に今、審議していますが、工事期間が重なったり、もしくは便宜を図ったりするんでしょうけれども、大型車両の行き来が相当増えると思うので、そういった交通の安全配慮ってものほどのようにされているのかお聞きします。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 大型車の通行に関してですが、今、工事請負、決まる前段ですが、これから施工計画だとかそういうのは、いろんな詳しい内容、工事のやり方、こうやりますっていうのがこれから出てくるんです。それである意味、業者のほうにそういう考え方は委ねられるんですが、その辺、今回の工事、いろいろ何社も工事業者入っていますから、その辺、注意して発注者と打ち合わせしながら、交通に安全に配慮したかたちで考えていきたいと考えています。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 先ほど私が申したようなやり方をした場合に、搬入、運び出して届ける先というか、そこの最短距離で結ばれない可能性があるんですね、進行方向を一定に使用ってことにした場合に。そうすると当然その運賃というか燃料費なんかもかかってくるので、これから考えるという、一つ認めてしまったんですけれども、これから考えるという意味でも、もし安全配慮をするということで、そういう決まり方をした場合に、算定根拠なんか違った場合に、契約の金額ということで相手側に不利になるということも想定されるんですけれども、そのようなことはないんでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） ダンプ運搬などに関しては積算上、最短距離というかたちで積算しております、多少の迂回だとかそういうのであれば業者さんと話をして業者さんの努力で、そういうかたちで進めていくというふうになっております、安全上、必要であれば遠回りするとなったら当然、距離延びますし、その辺は設計変更の対象というかたちで見ていくべきものだと思っています。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 是非、安全第一に配慮されてそのことによって負担が生じるのであれば、是非、補正等も組んで、業者もしくはそういった運搬に携わる方々の賃金等に影響がないような配慮は是非されるべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、議案第7号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第7号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。概要説明書2ページをご覧ください。

本件は旧国立病院建物解体工事第3工区について、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。議案書33ページをご覧ください。

工事請負契約を締結する内容になりますが、1工事の種類は旧国立病院建物解体工事第3工区で、工事内容は議案第5号議案第6号と同様、旧国立病院敷地内にある建物の解体を実施する工事となっております。2契約の方法は地域限定型一般競争入札により5月2日に執行したもので、3契約の金額は7,387万6千円で、4契約の相手方は、吉川・高橋特定建設工事共同企業体 代表者 二海郡八雲町落部 640番地の2 株式会社吉川建設 代表取締役 吉川則子氏であります。5工事代金の支払方法は契約の定めるところによるもので、6契約の締結の時期は令和6年5月中で、本定例会において議決をいただいたのちといたし、工期につきましては契約日より令和6年12月20日までであります。

以上で議案第7号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 今、三つの解体工事について説明がされました。それではじめに五つの工区に分けて実施されるって発言があったと思うんですけども、あとの二つはどういう計画になっていますか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 全部で5工区ということで、あとの2本は5月2日同日付で入札を行っておりまして、もう既に発注済みとなっております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） それについての報告は議決を経ないでもいい金額のものということですか。簡単に説明していただけますか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） すみません、1工区、2工区、3工区は今報告いたしましたとおりですが、第4工区については請負業者が株式会社近藤組です。落札価格が3,262万6千円となっております。次に第5工区ですが、請負業者が吉野・安藤特別建設工事共同企業体、落札金額が2,475万円となっております。以上です。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） ちょっと説明不足でした。

今の報告した2件ですが、5千万円以下なので議会への報告はいらぬこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（千葉 隆君） 日程第10、議案第8号、令和6年度八雲町病院事業会計補正予算についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第8号、令和6年度八雲町病院事業会計補正予算第1号について説明いたします。

議案書34ページをお開き願います。

このたびの補正は、資本的収入及び支出並びに企業債の補正であります。

第2条、業務の予定量、4主な建設改良計画1号、総合病院医療器械器具整備事業3,400万円の追加は、現在、出張医師による診療体制で医療提供しております泌尿器科におきまして、この程6月1日付けで常勤医師採用の目途が立ったことに伴い、必要となる医療機

器を整備しようとするものであります。

着任される医師は、現在、胆振管内の医療機関で勤務されており、多数の高度な手術経験を有するベテラン医師であり、これまで函館市内の医療機関へ紹介していた手術が必要となる症例を当院で治療、完結できる医療体制の構築を目指すものであります。

第3条資本的収入及び支出は補正予算実施計画により支出から説明いたします。

議案書35ページをお開き願います。

支出、第1款資本的支出、第1項総合病院建設改良費、1目固定資産購入費3,400万円の追加は、泌尿器科レーザー手術装置ほか泌尿器科領域における経尿道的手術等に必要とされる医療機器の購入であります。

これに対応します収入であります。収入、第1款資本的収入、第1項総合病院企業債1目企業債3,400万円の追加は、先ほど説明しました医療器械器具等備品購入費に係る企業債であり、支出額と同額の計上であります。

議案書34ページにお戻り願います。

次に、第4条、企業債の補正であります。企業債の限度額につきまして、医療器械器具整備事業の企業債の限度額を3,400万円追加し、8,400万円にしようとするものであります。

次に第5条、重要な資産の取得及び処分は、取得する資産、医療備品で、泌尿器科レーザー手術装置一式であります。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） このレーザー手術一式を導入するということですが、今までできなかった部分を函館に行ったりとかって方は、どれくらいいらっしゃるって、これからどれくらい利用されるかを見込まれているか教えてください。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 明確な件数については押さえてございませんが、令和5年度、当院から逆紹介というかたちで紹介している患者さん、これは多くは手術が必要になるですとか、入院が必要になるという患者さんと理解しておりますが、116件というふうに整理しております。

昨年、令和4年度も133件ほどございますので、相当数あるものとして認識しております。以上でございます。

○7番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） よくわかりました。

これだけ負担がかかっているものが、これから少しでも解消していけるなら期待したい

と思っています。よろしくお願いいいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 手術に不可欠な麻酔科のお医者さんって八雲町はどういうふうになっていますか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院事務長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 当該泌尿器科の手術には当然、泌尿器科医の力を借りる必要があります。現在、札幌医科大学から出張医というかたちではありますが、365日、切れ目のない派遣をいただいております。ですので手術には麻酔科の医師は配置されてございます。以上です。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 承認第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第11、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 承認第1号についてご説明いたします。

議案書39ページをお開き願います。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものであります。

それでは専決処分いたしました条例の改正内容についてご説明いたします。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の法定賦課限度額の引き上げ及び法定賦課限度額引き上げに伴う低所得世帯の保険税軽減の拡充に係る改正であります。

議案書 41 ページをお開き願います。

条例第 2 条第 3 項の改正は賦課限度額の引き上げで、後期高齢者支援金等課税額について 22 万円から 24 万円に引き上げるものであります。

条例第 23 条第 1 項の改正は、保険税軽減適用後の賦課限度額についても条例第 2 条第 3 項の改正と同様に改正しようとするもので改正金額は記載のとおりであります。

続きまして条例第 23 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に係る改正は法定賦課限度額の引き上げに伴い低所得世帯の保険税軽減拡充についての改正で、第 2 号につきましては 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乗すべき額を 29 万円から 29 万 5 千円に、第 3 号につきましては 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乗すべき額を 53 万 5 千円から 54 万 5 千円へ引き上げるものであります。

最後にこの条例の附則であります。施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とし、改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上、承認第 1 号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 承認第 2 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 12、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、財産の取得についてを専決処分したことに対する承認でございます。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。議案書43ページをお開きください。

本件は4年に一度改訂される教科書について、令和6年度が小学校用教科書の改訂年度にあたり、各学校へ配備する必要がある教師用の教科書及び指導書の購入による財産取得であります。

今回の購入は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する、予定価格1千万円以上の動産の買入れに該当するため、議会の議決をいただいたうえで購入する案件となりますが、教師用教科書及び指導書については各学校の入学式までに配備する必要があります。

そのため地方自治法第179条第1項に規定される緊急を要する案件であり、4月1日付で専決処分を行ったことから承認を求めようとするものです。

それでは専決処分の内容について議案書44ページによりご説明いたします。

1 財産及び数量は小学校教師用教科書及び指導書等 1,140 件、2 取得の方法は契約の定めるところによるもので、3 取得金額は1260万3,898円であり、4 取得の相手方は、二海郡八雲町落部190番地、知野商店 知野京子氏であります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 今、簡単な説明を聞きましたが、そういった理由で4月1日にしなければならないのであれば、それに間に合うように常任委員会に報告する日程は、3月定例会等もあったと思うんですが、それができなかった理由は何でしょうか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） ただいまの三澤議員のご指摘ですが、3月の常任委員会で説明させていただいてございます。今回については令和6年度の予算での購入ということで、予算成立後に速やかに常任委員会に報告させていただき4月1日で専決処分させていただいております。

なお、この間、議会の招集等は厳しいということで、今回のように4月1日付で専決処分させていただき、本日の報告ということでさせていただいております。よろしく願います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） そういう、だからさ、3月の定例会の本会議に1千万円以上の案件だから議案として提出するということが可能だったんじゃないですかって尋ねたんですけども。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前1

○議長（千葉 隆君） 再開いたします。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 申し訳ございません、ただいまの件ですが、支出の関係に伴い、入札等の日程等の関係もあることから、4月1日以降でなければ執行できないということで、このような状況になっておりますので、ご了解をお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本件を採決いたします。お諮りいたします。本件を承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和6年第3回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前11時00分]